

令和5年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

# 下水道事業の経営状況

市川市 下水道部 下水道経営課

1

# 令和5年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

## 目次

- 1 経営原則
  - (1) 地方公営企業
  - (2) 独立採算制の原則
  - (3) 公営企業会計
  - (4) 雨水公費・汚水私費の原則
  - (5) 下水道使用料
  - (6) 一般会計繰入金
- 2 下水道事業の経営状況
  - (1) 下水道使用料
  - (2) 経営収支比率
  - (3) 経費回収率
  - (4) 資金残高
  - (5) 基準内繰入金と基準外繰入金
- 3 経営改善に向けた取り組み
  - (1) 下水道使用料の改定
  - (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

# 1. 経営原則

## (1) 地方公営企業

### 役 割

○地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、下水の処理の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供など、地域住民の生活や発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っており、こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して、「**地方公営企業**」と呼ぶ。

### 地方公営企業法

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

# 1. 経営原則

## (2) 独立採算制の原則

下水道事業は公営企業として実施することとされており、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「**独立採算制の原則**」が適用される。

地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

# 1. 経営原則

## (3) 公営企業会計

地方公営企業法  
(経理の方法)

第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益をその発生的事実に基づいて計上し、かつその発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動をその発生的事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならない。

	官公庁会計	公営企業会計
会計方式の違い	<b>【現金主義】</b> ・現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳 ⇒現金支出を伴わない減価償却費等の把握が必ずしも行われてないため、正確な損益計算をしづらい	<b>【発生主義】</b> ・収益、費用を発生したタイミングで計上 ⇒使用料対象原価に算入すべき減価償却費等を示すことで、適切な期間損益計算が可能
	<b>【単式簿記】</b> ・貨幣、財貨等のフローのみを示す	<b>【複式簿記】</b> ・資産、負債、資本の三面からストックを示し、収益、費用の二面からフローを示す

# 1. 経営原則

## (4) 雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

雨水にかかる経費



公費（一般会計繰入金）

自然現象によるもので、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。

汚水にかかる経費



私費（下水道使用料）

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる。

# 1. 経営原則

## (5) 下水道使用料

### 使用料対象経費

#### 【性質別】

#### 固定費

水量や使用者数に関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的にかかる経費  
(減価償却費、企業債支払利息、人件費等)

#### 変動費

水量に応じて変動する経費  
(動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金等)

#### 需要家費

水量に関係なく、使用者数に比例してかかる経費  
(徴収関係委託料等)

#### 【目的別】

#### 資本費

下水道施設を整備するために必要な費用  
(減価償却費、企業債支払利息)

#### 維持管理費

既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用  
(人件費、動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金、徴収関係委託料等)

# 1. 経営原則

## (6) 一般会計繰入金

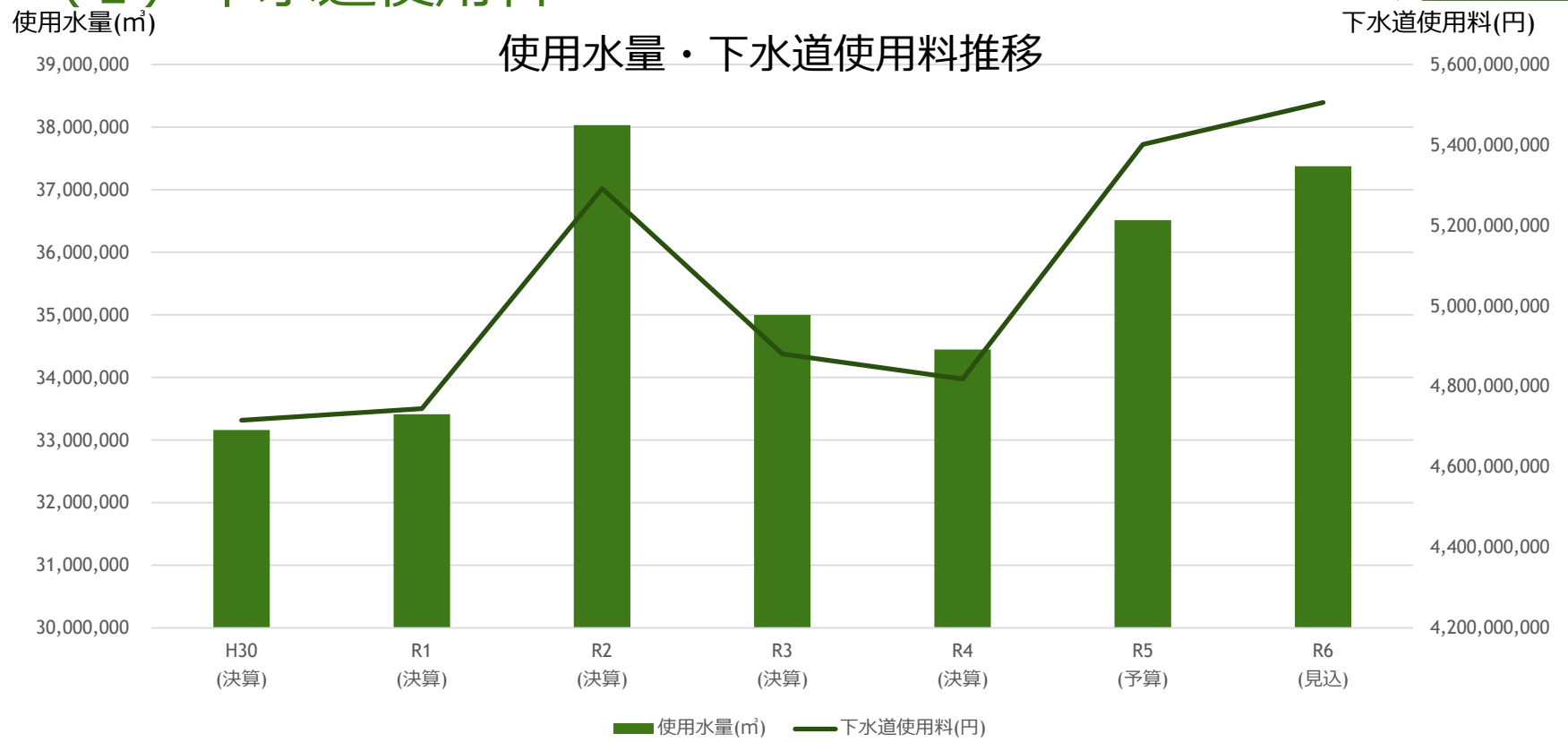
- 基準内繰入金 : 毎年度、総務省から通知される「繰出基準」において、下記の事由に該当するため、公費（一般会計）で負担することが認められている経費に充当するための繰入金<汚水については、「汚水私費」の例外>
- ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
  - ・その公営企業会計の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 基準外繰入金 : 繰出基準に該当しない一般会計からの繰入金

種 別	内 容	市川市の予算科目
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金
	分流式下水道等に要する経費 流域下水道の建設に要する経費 下水の規制に関する事務に要する経費 水洗便所に関わる改造命令等に関する事務に要する経費 等	汚水処理等負担金
	政策的に公費負担が認められる企業債の償還元金	一般会計負担金
基準外繰入金	企業債の償還等の資金不足を補填するため、自治体の判断で公費負担する経費	一般会計出資金
	災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合に、自治体の判断で公費負担する経費 ..... 【市川市の制度】雨水建設改良費の一般財源分、生活保護受給者の下水道使用料減免分 等	一般会計補助金



## 2. 下水道事業の経営状況

### (1) 下水道使用料



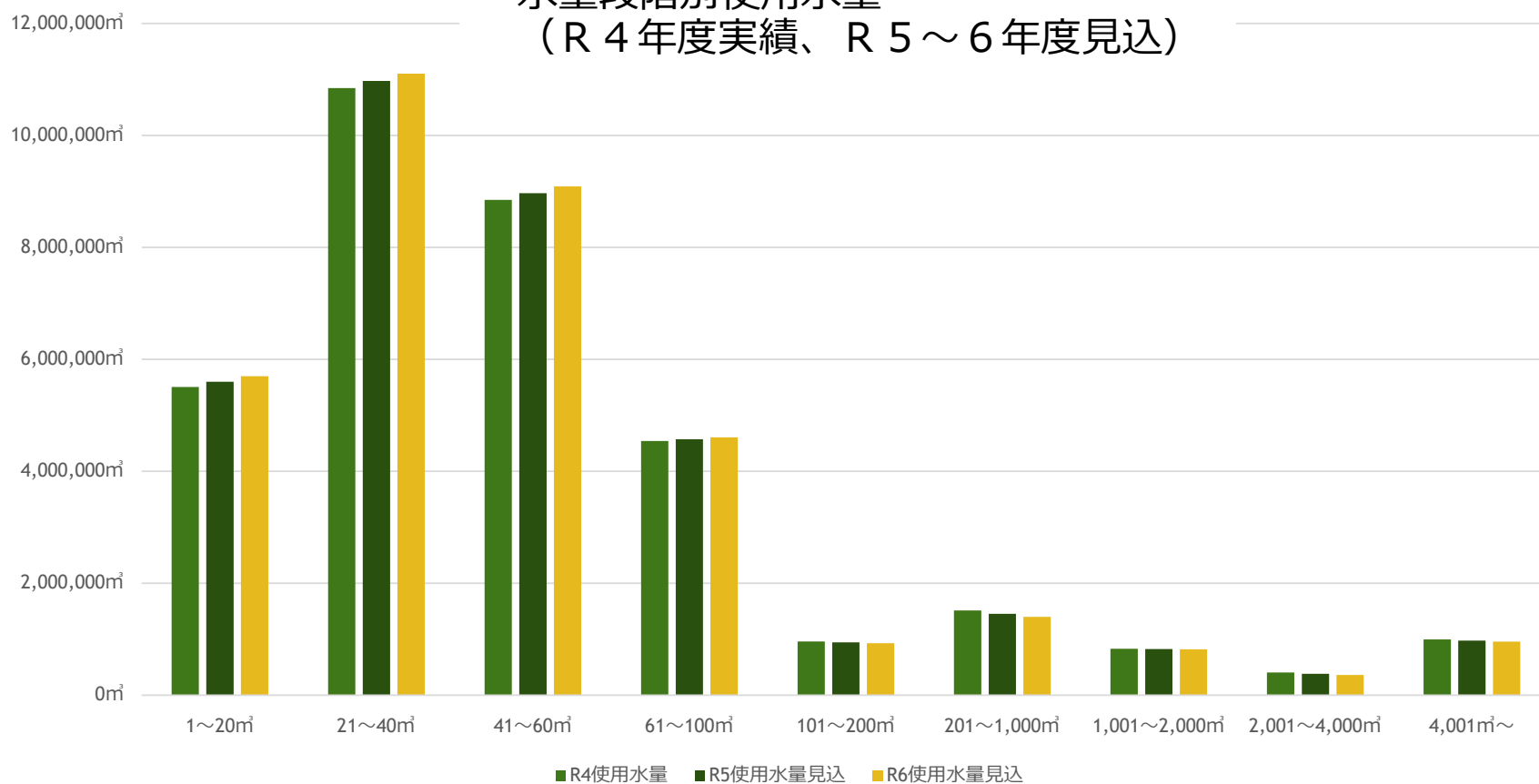
	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (見込)
使用件数	1,031,863件	1,053,064件	1,159,897件	1,089,772件	1,107,928件	1,120,467件	1,137,336件

※R2年度については上下水道徴収一元化の影響で13ヶ月分の実績となっている。

## 2. 下水道事業の経営状況

### (1) 下水道使用料

水量段階別使用水量  
(R4年度実績、R5～6年度見込)



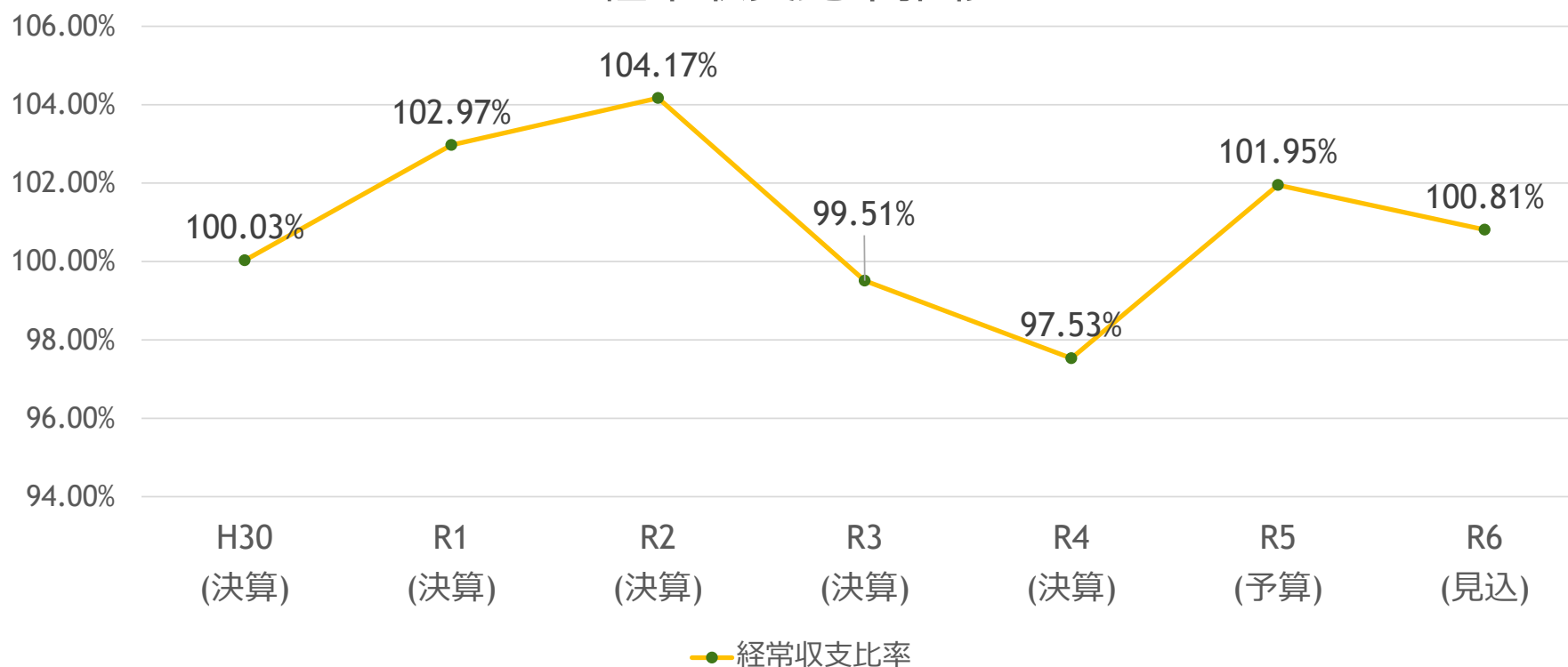
※R1～4年度使用水量実績から水量段階別の1年あたり平均伸び率を算出し、前年度の水量に伸び率を乗じ算出したもの  
 ※水量段階は2か月分の使用水量を当てはめたもの

## 2. 下水道事業の経営状況

### (2) 経常収支比率

経営の健全性を示す指標で、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示すもの  
経常収支比率 = (経常収益 ÷ 経常費用) × 100 (100%以上が望ましい)

#### 経常収支比率推移



※R2年度については上下水道徴収一元化の影響で13ヶ月分の実績となっている。

## 2. 下水道事業の経営状況

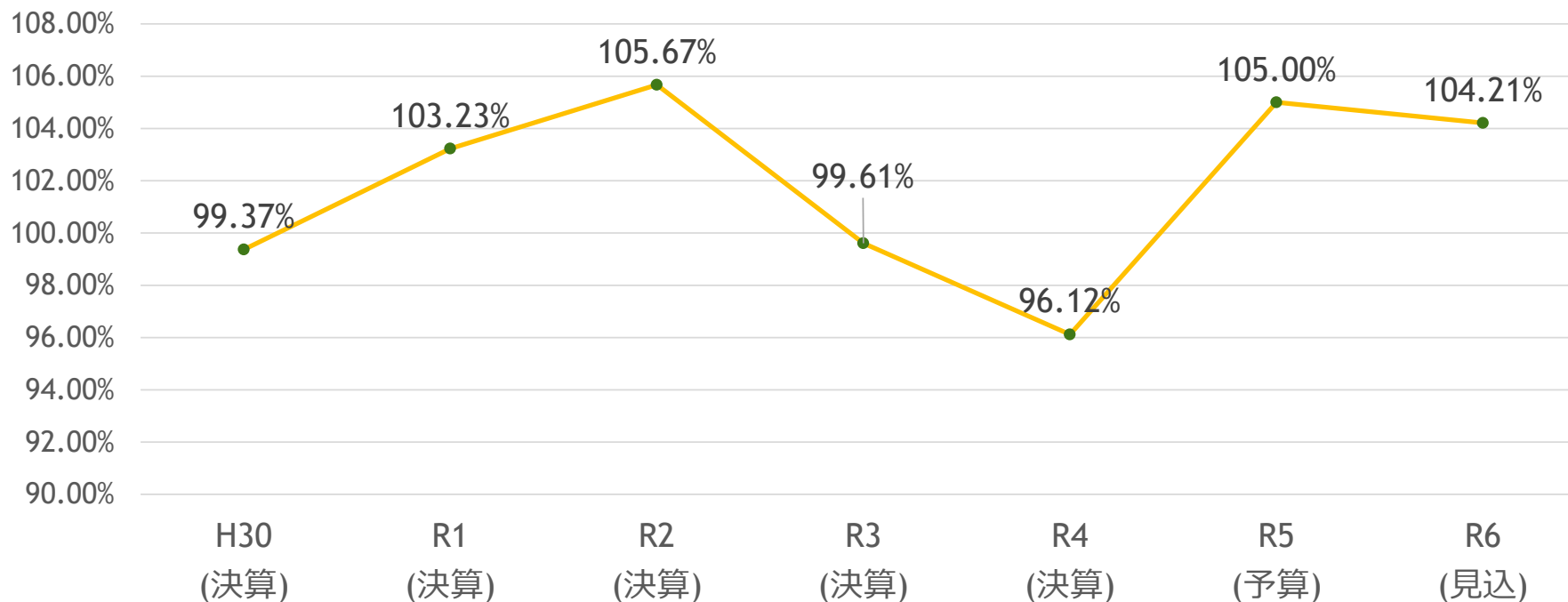
### (3) 経費回収率

下水道使用料水準の妥当性を示す指標で、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示すもの

$$\text{経費回収率} = \left( \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担を除く）}} \right) \times 100$$

(100%以上が望ましい)

#### 経費回収率推移



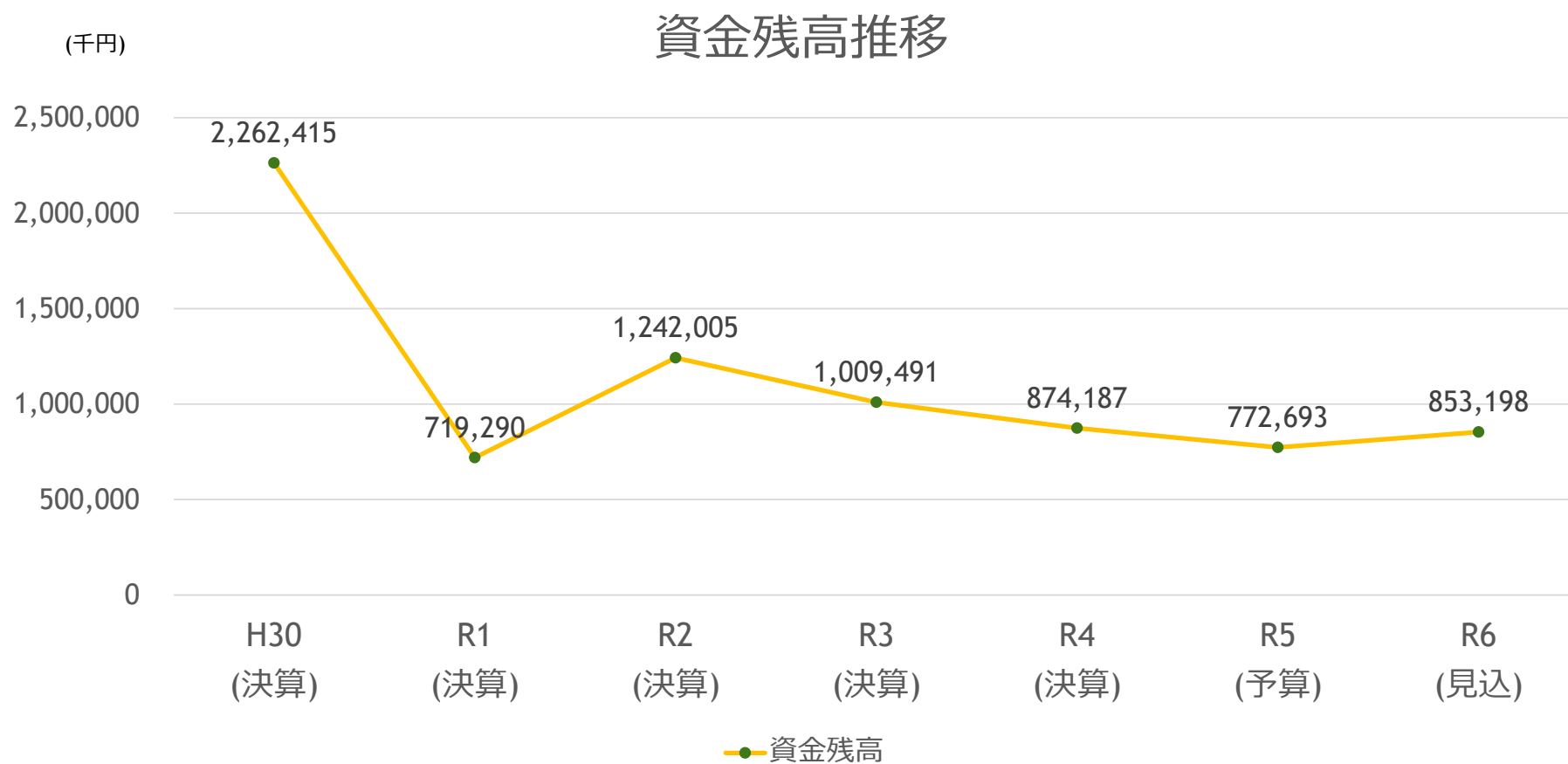
● 経費回収率

※R2年度については上下水道徴収一元化の影響で13ヶ月分の実績となっている。

## 2. 下水道事業の経営状況

### (4) 資金残高

年度末(3月31日)における下水道事業会計の資金残高の推移を表す。



## 2. 下水道事業の経営状況

### (5) 基準内繰入金と基準外繰入金

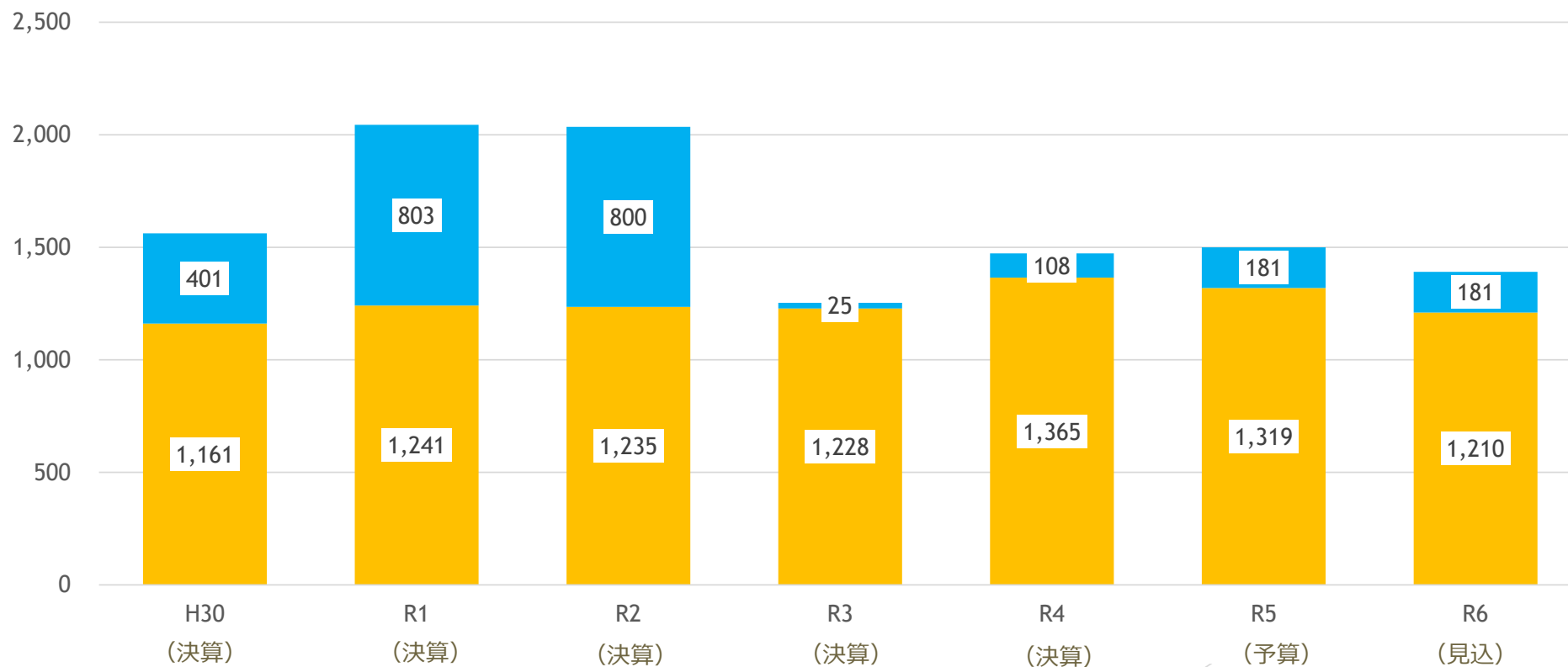
(百万円)

【基準内繰入金】 総務省発出の繰出基準に基づいて算出された繰入金

【基準外繰入金】 繰出基準に該当しない一般会計からの繰入金

■ 基準外繰入金

■ 基準内繰入金



### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (1) 下水道使用料の改定(R5.4.1～)

##### 下水道条例の改正内容

- ①改定の目標 単年度の収支改善による、一般会計からの繰入金削減
- ②下水道使用料 「基本料金(100m<sup>3</sup>以下)」及び「10m<sup>3</sup>超30m<sup>3</sup>以下の超過料金」を1m<sup>3</sup>あたり2.8%引上げ  
「基本料金(100m<sup>3</sup>超)」及び「30m<sup>3</sup>超の超過料金」を1m<sup>3</sup>あたり5.6%引上げ
- ③引上げ後の下水道使用料の一例(1カ月あたり税抜)

	使用水量	R5.3まで	R5.4改定後	差額
小口使用者	10m <sup>3</sup>	900円	925円	+25円
	20m <sup>3</sup>	2,330円	2,395円	+65円
	30m <sup>3</sup>	3,960円	4,065円	+105円
大口使用者	200m <sup>3</sup>	47,370円	49,850円	+2,480円

### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

##### ア 啓発、普及活動

本市では、以下の取り組みを行って、下水道事業をPRするとともに、市民に下水道に対する意識の高揚や水洗化への理解と協力を求めている。

##### ① 公式ホームページ、広報いちかわ、環境フェアなどによる広報活動

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公式ホームページ	事業案内 審議会等 下水道台帳公開	事業案内 審議会等 下水道台帳公開 下水道使用料改定	事業案内 審議会等 下水道台帳公開
広報いちかわ	いちかわインフォメーション ・市川都市計画下水道事業 計画の変更 ・下水道審議会 委員募集	いちかわインフォメーション ・9月10日は下水道の日 ・新しいデザインマンホール ・下水道使用料のクレジット 払いの開始 ・下水道使用料改定 ・新デザインのマンホール カード配布開始（北東）	いちかわインフォメーション ・下水道審議会 委員募集 ・新デザインのマンホール カード配布開始（南部）
環境フェア	中止	6月5日（日）開催	6月4日（日）開催



### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

##### ア 啓発、普及活動

- ② デザインマンホール及びそれに伴うマンホールカード、SNSによる、下水道のイメージ向上活動

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
デザインマンホール	2種類 クロマツ(汚水・合流) クロマツとバラ(雨水)	5種類 クロマツ(汚水・合流) クロマツとバラ(雨水) 市川のなしと大町自然観察園 <b>新規</b> 江戸川と花火 <b>新規</b> 常夜灯と神輿 <b>新規</b>	5種類 クロマツ(汚水・合流) クロマツとバラ(雨水) 市川のなしと大町自然観察園 江戸川と花火 常夜灯と神輿
マンホールカード	1種類 クロマツとバラ	2種類 クロマツとバラ 市川のなしと大町自然観察園 <b>新規</b>	3種類 クロマツとバラ 市川のなしと大町自然観察園 常夜灯と神輿 <b>新規</b>
SNSによる啓発		9月21日 新マンホールPR	7月下旬から8月 新マンホールカードPR
環境フェア	中止	デザインマンホール展示 マンホールカード配布	デザインマンホール展示 マンホールカード配布

### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

##### ア 啓発、普及活動

- ② デザインマンホール及びそれに伴うマンホールカード、SNSによる、下水道のイメージ向上活動



西浦・菅野



北西・中部



北東



南部



市内全域 (雨水)



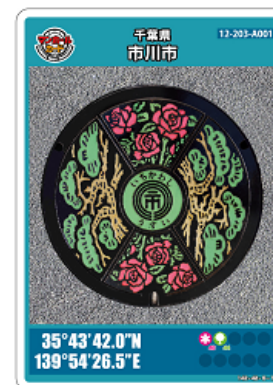
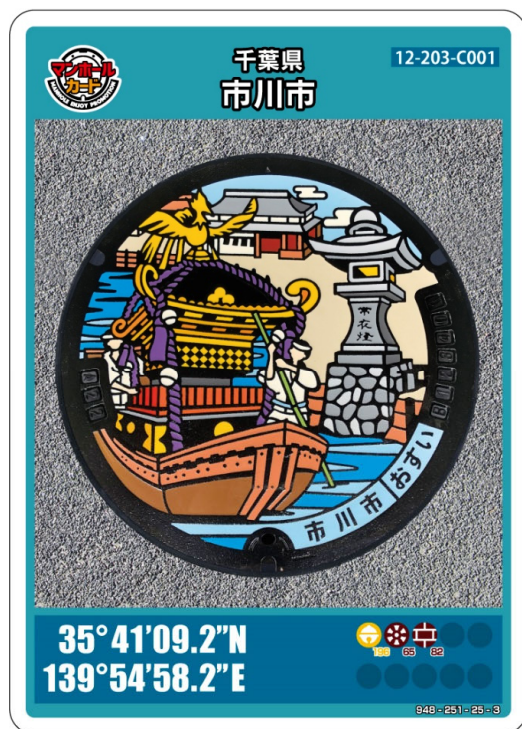
公共ます (汚水・雨水)

# 3. 経営改善に向けた取り組み

## (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

### ア 啓発、普及活動

- ② デザインマンホール及びそれに伴うマンホールカード、SNSによる、下水道のイメージ向上活動



### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

##### ア 啓発、普及活動

③ 公立の小学校4年生を対象とした、小冊子による下水道事業の紹介

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副読本 「下水道を学ぼう。」 (およびDVDデータ/各学校1枚) ※公益社団法人 千葉県下水道公社	39校、3,506名	39校、3,501名	39校、3,479名 ※公益社団法人 日本下水道協会「水をめぐる 冒険 スイスイと不思議のカギ」も提供

また、業務委託による水洗普及員の活動と市職員による啓発・指導活動は以下の通り

- ④ 供用開始の告示直後に対象家屋所有者に対し、啓発文書を投函（最初の投函）
- ⑤ 供用開始の告示日の翌年度以降に、未接続家屋に対して啓発文書を投函（告示日の翌年度以降の未接続家屋）
- ⑥ 未接続の共同住宅の建物所有者に対する啓発文書の送付

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④ 供用開始の 告示直後の最初の投函	1877棟	1615棟	63棟 (令和5年5月末日現在)
⑤ 供用開始の 告示日の翌年度以降の未接続家屋	2345棟	2761棟	2486棟 (令和5年5月末日現在)
⑥ 未接続の共同住宅の建物所有者に 対する啓発文書の送付	423件	403件	令和6年1月ごろ予定 (400件程度)

### 3. 経営改善に向けた取り組み

#### (2) 下水道の利用者数を増やす取り組み

##### イ 助成制度

###### ① 水洗便所改造資金貸付制度

汲取便所から水洗便所への改造や、浄化槽の廃止工事を行うには費用がかかります。その費用を一度に皆さまの負担にならないように、無利子でお貸しする制度です。

貸付の対象	単位	貸付金額	利息	返済期間
汲み取り便所の改造	1棟につき	40万円以内	なし	50ヶ月以内
上記以外の接続工事	1棟につき	30万円以内	なし	40ヶ月以内
<b>共同住宅の接続工事</b>	<b>1棟につき</b>	<b>80万円以内</b>	<b>なし</b>	<b>80ヶ月以内</b>

貸付の実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸建（汲取り+浄化槽）	25件 6,360,000円	42件 10,730,000円	10件 2,580,000円 (令和5年5月末日現在)
共同住宅（浄化槽）	—	5件 3,140,000円	0件 0円 (令和5年5月末日現在)

条例改正により、令和4年4月1日より、貸付要件の一部緩和と共同住宅の貸付開始を行いました。

###### ② 私道における下水道工事費の助成制度

一定の要件に該当した私道に対して、下水道管敷設工事費の全額を助成しています。